

余熱利用施設及び(仮称)本多静六記念市民の森・緑の公園一体整備運営事業

要求水準書、添付資料、閲覧資料に関する質問への回答(第2回)

No	本編	添付資料	閲覧資料	頁	1章	1節	1	(1)	ア	(ア)	a	項目等	質問内容	回答
1	○			8	1	4		(4)				表1-2	必須施設と付帯施設を合算した場合の施設整備費・維持管理費は、面積按分など根拠を示し、「必須」「付帯」の整理をすればよろしいでしょうか。	事業の性質が異なることから、必須施設及び提案施設と付帯施設の合算は原則不可とします。
2	○			18	2		1	(1)	ク			業務の対象範囲	第1回質問No13の回答で「事業者が主体的に実施してください。」と記載がありますが、要求水準書には「本市が市民や議会等に向けて設計内容に関する説明を行う場合は…」と記載されています。貴市が主体的に実施する説明会に、事業者が協力するイメージとして捉えておりましたが、いかがでしょうか？	お見込みのとおりです。第1回質問回答を撤回します。
3	○			19		2	1	(3)				設計体制と主任技術者の設置・進捗管理	本項目では公園の設計体制について記載されていますが、余熱についての記載はございませんでしょうか。	(3)設計体制と主任技術者の設置・進捗管理のウ。が該当します。
4	○			19		2	1	(3)	ア	(ア)		公園施設の設計業務	技術士(建設部門(造園部門または都市計画及び地方計画部門))と記載されていますが、部門の中に選択科目があり、造園という科目はありません。以下のような表記に変更頂けますでしょうか。技術士(建設部門(選択科目:都市及び地方計画または環境建設)) 環境建設科目の内容は「建設事業における自然環境及び生活環境の保全及び創出並びに環境影響評価に関する事項」であり、公園設計業務に合致しています。	建設コンサルタント登録規程により、造園部門の登録に必要な技術士は選択科目を都市及び地方計画とするものに限るものとします。よって、技術士(建設部門(選択科目:都市及び地方計画))と要求水準書を修正します。
5	○			19		2	1	(3)	ア	(ア)		公園施設の設計業務	公園施設の設計業務を担う者の資格に、RCCMが挙げられていますが、都市公園等の計画・調査・設計業務において、管理技術者及び照査技術者に必要な知識・技術を有する者として2016年に国土交通省に認められているRLA(登録ランドスケープアーキテクト)の資格も追加頂けますでしょうか。	要求水準書、添付資料、閲覧資料に関する質問への回答(第2回)のNo.4の回答で示した要件と致します。
6	○			19		2	1	(3)	イ	(ア)		調整池の設計業務を担う者が満たす要件	要求水準書に関する質問への回答No.14にて、調整池の設計業務を資格保有者がいる企業に再委託する場合は、再委託先の企業名、氏名、資格名等を明らかにすること、と回答されていますが、明示が必要なのは参加表明時でしょうか。	参加表明時点での明示は不要です。具体的な再委託先の企業名、氏名、資格名等は設計着手前までに明示してください。
7	○			19		2	1	(3)	イ	(イ)		調整池の設計業務	(イ)配水池又は調整池を建設する工事における設計実績を有すること。と記載されていますが、配水池は水道施設であるため「調節池」に変更頂けますでしょうか。	配水池、調節池又は調整池を建設する～に要求水準書を修正します。
8	○	○		23	2		3	(3)	オ	(ア)		電力	新ごみ処理施設工事棟に設置するキュービクルからの引き込みと記載がありますが、余熱利用施設にはキュービクルはなく、分電盤や制御盤のみとの理解でよろしいでしょうか。 余熱利用施設にキュービクルがない場合には添付資料7の受変電設備の点検もないもの(設備自体がない)との理解でよろしいでしょうか。	第1回個別対話結果No.48の回答をご確認ください。
9	○	6	○	30	2	4		(2)	イ	(工)	a	電話・施設内放送・テレビ受信設備	電話等弱電設備の引き込みについて、資料6及び閲覧資料9では取り合い点が示されていませんが、新ごみ処理施設とは別に余熱施設側で直接引き込む計画との理解でよろしいでしょうか。	現時点ではお見込みのとおりですが、詳細は設計時に協議します。
10	○			33		2	4	(2)	エ	(オ)	d	熱利用設備のメンテナンス他について	熱利用設備のメンテナンスや更新については、施工した範囲を見込んでおけば宜しいでしょうか。ごみ処理施設側でご計画されているようでしたらご提示ください。	前段において、お見込みのとおりです。それぞれの事業範囲について、それぞれの事業者がメンテナンスを行うものとします。
11	○			33		2	4	(2)	エ	(オ)	e	工場棟から供給する高温水について	ごみ処理施設からの熱供給を受けるための設備検討をするため、システムフロー図等、資料をご開示ください。 ご開示頂けず、要求水準書等で見込むことができない費用が発生した場合は貴市の負担でよろしいでしょうか。	前段:設計中のため、開示できるものはありません。 後段:要求水準書第2.4.(2)エ(オ)熱利用設備、添付資料8及び閲覧資料9をご参照いただき計画してください。
12	○			33	2	4		(2)				設備計画の考え方	本提案では、1つの敷地内に2つの建物を別棟で計画するが、それぞれが渡り廊下で接続される。新ごみ処理施設で計画されている渡り廊下は、2つの建物が別当扱いとなる基準を満たしており、かつ、消防との協議がされているという認識で宜しいか。	ごみ処理施設の事業者が消防との協議を行い、別棟として扱えることの確認が済んでいます。
13	○	8		33	2	4		(2)	エ	(オ)	e	熱利用設備	余熱の供給について、平常時において、要求水準書及び、資料8で示された高温水供給に関する条件は、24時間一定と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

No	本編	添付資料	閲覧資料	頁	1章	1節	1	(1)	ア	(ア)	a	項目等	質問内容	回答
14	○			37	2	4		(3)	イ	(ア)	f	大浴場	温浴施設の濾過系統について、男女それぞれの浴室で配置した同じ種類の浴槽は、一つの浴槽として濾過系統の計画を行うことが一般的に行われていますが、本事業においても、そのような計画とすることは可能でしょうか。 また6月修正版の要求水準書の文中の記載内容が、「f.各槽器を設けること。」となっております。	前段：不可とします。 後段：各槽にろ過器を設けること。に要求水準書を修正します。
15	○			37	2		4	(3)	イ	(ア)	m	炭酸泉	要求水準書、添付資料、閲覧資料に関する質問への回答NO.51に、「当面の炭酸泉装置に必要な二酸化炭素の供給は事業者とし、」とありますが、当面とされている具体的期間をご教示ください。(あるいは事業者の業務範囲として本提案において見込むべき期間)	新ごみ処理施設からの供給は未定のため、炭酸風呂を設置する際には、事業期間全体を通して本施設の事業者が実施することとして見込んでください。供給元の変更については、新ごみ処理施設からの供給が可能となった際に協議します。
16	○			37	2	4		(3)	イ	(イ)		広間	「b・・・諸室の分割等の提案も可とする。」「f.畳敷きとし、・・・」とありますが、諸室を分割した場合、一方の諸室を畳敷きとすればよいという理解で宜しいでしょうか。	諸室を分割した場合、どちらの諸室も畳敷きとなるようにしてください。
17	○			39	2	4		(3)	オ			飲食機能	「(カ)広間においても、飲食を提供すること。・・・」とありますが、要求水準書の広間の「b・・・諸室の分割等の提案も可とする。」「に従い、諸室を分割した場合、一方の諸室に飲食を提供すれば良いという理解で宜しいでしょうか。	諸室を分割した場合、どちらの諸室も飲食の提供ができるようにしてください。
18	○			41		2	4	(3)	キ	(ウ)	b	公園管理室	公園内に別棟として設けることも可とする。と記載されていますが、別棟として整備する場合、様式J-1-1「初期投資費見積書」や様式J-2「収入、開業準備費、維持管理費及び運営費見積書」上、整備費や維持管理費は公園側に計上すればよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
19	○			41	2	4		(3)		(ウ)	b	公園管理室	公園管理室を公園内に設ける場合の建設費は、公園工事費と整理し、年度毎の出来高払いになると考えればよろしいでしょうか。	事業者決定後、国と具体的に協議することとなりますが、現時点ではお見込みのとおりです。
20	○			41	2	4		(3)		(ウ)	b	公園管理室	公園管理室を公園内に設ける場合の建設費は、HP「公園とみどり」に「補助対象施設」と表記されているため、補助対象施設と考えてよろしいでしょうか。	要求水準書、添付資料、閲覧資料に関する質問への回答(第2回)のNo.19の回答をご確認ください。
21	○			41	2	4		(3)		(ウ)	b	公園管理室	公園管理室を公園内に設ける場合の維持管理運営費は、公園の維持管理運営費として整理すればよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
22	○			47		2	5	(1)	オ	(ア)		植栽計画	樹木等の植栽計画にあたっては、植栽に関する専門的な知識を有する者の意見を取り入れて設計に反映すること。と記載されていますが、第一回個別対話の結果No.17では、コンソーシアムメンバー以外の助言機関は明記不可となっています。助言機関の設置は市が推奨するものと認識しておりますが、提案書上、明記すべきでないのでしょうか。	提案書に植栽に関する専門的な知識を有する者の明記は不要です。
23	○			47		2	5	(1)	オ	(ア)		植栽計画	入札説明書に関する第1回質問への回答の要求水準書に対する質問No.78において「落札後の協議で費用増を伴う変更が発生した場合はサービス対価の増額はありますでしょうか。」に対して「サービス対価の増額は想定していません。」との回答がございましたが、落札後の貴市との協議の中では入札時のコストから大きく変わるような費用の増減は起こらないという想定であるという理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
24	○			47	2		5	(1)	オ	(オ)		植栽計画	貴市で管理されている首賭けイチヨウの苗木につきまして、89本の現状の生育状況をご教示ください。	令和5年4月末時点で20～30cm程度、6月末時点で40cm～50cm程度の高さに成長しています。生育が遅く20cm未満のものもありますが、いずれも生育状況は良好です。
25	○			48		2	5	(2)	エ			汚水排水設備	公園からの汚水排水は、下水道料金を支払う必要があるでしょうか。	支払いが必要です。
26	○			48		2	5	(2)	オ			雨水排水設備	公園からの雨水排水は、下水道料金を支払う必要があるでしょうか。	支払いは不要です。
27	○			50		2	5	(3)	エ			水遊び場	水遊び場として、噴水、じゃぶじゃぶ池、多様な流れを楽しめる小川等を設置する場合、じゃぶじゃぶ池や小川では、井水を利用することが考えられます。このための、井戸の掘削は可能でしょうか。	埼玉県条例等の範囲で利用可能です。
28	○			51	2		5	(3)	オ	(イ)		バーベキューエリア	器具のレンタルや食材の提供する施設は、要求水準書P8「表1-2本事業におけるサービス対価・運営収入の対象」の公園必須施設「バーベキューエリア」に記載の通り、施設整備、維持管理、運営、水光熱費はサービス対価に含まれると考えてよろしいでしょうか。	器具レンタルと食材提供のみを行う施設の場合、付帯施設となります。なお、提供方法等により異なるケースも考えられますので、具体的な提案内容について個別対話の機会にご相談ください。

No	本編	添付資料	閲覧資料	頁	1章	1節	1	(1)	ア	(ア)	a	項目等	質問内容	回答
29	○			51	2		5	(3)	オ	(イ)		パーベキューエリア	パーベキューの器具レンタルや食材提供する施設は、HP「公園とみどり・補助対象施設」の「休養施設」に位置付けられると解釈できるため、補助対象施設と考えてよろしいでしょうか。	国土交通省の判断によるため、詳細は設計時に協議します。
30	○			51		2	5	(3)	カ	(工)		調整池機能	井水を利用したじゃぶじゃぶ池や小川を調整池機能のあるエリアに、平時の公園機能として配置した場合、排水は調整池を経由し放流することとしてよろしいでしょうか。	井水を雨水排水として放流することが可能かどうかは、法令等をご確認ください。 なお、雨水排水とする場合は、調整池の必要対策量の確保と、要求水準書第23(3)エ. 雨水排水の許容放流量を厳守してください。
31	○			51	2		5	(3)	キ	(ア)		本多静六博士を顕彰する森	利用者は園路だけでなく森の中にも入れるイメージでしょうか？貴市の考える「本多静六博士を顕彰する森」の利用イメージについてご教示ください。	森の中も散策ができることをイメージしています。
32	○			52	2		5	(3)	ク	(ア)	b	園路	要求水準書に「四阿」と記載されていますが、大屋根の設置も可能でしょうか？	可とします。
33	○			53	2		5	3	ケ	(イ)		エントランス	メインエントランスの位置は、北側新設道路に面する側に設けることも可能でしょうか。	可とします。要求水準書に追記します。
34	○			54	第2	5		3	ソ	(ア)		その他	提案施設については、第1回個別対話結果にて「提案施設の内容によっては、利用料金を徴収することも可とする」とありますが、利用料金徴収可否の基準をご教授いただけますでしょうか。	提案施設は公共施設として整備するため、原則として、無料で利用できる施設を求めています。具体的な基準は設けていません。
35	○			57		2	8	(1)	ア			基本設計	基本設計に係る書類の提出物について、造成計画や植栽計画等がなく、余熱施設の内容になっていると思われるので修正お願い致します。	要求水準書に追記します。
36	○			57		2	8	(1)	イ			実施設計	上述の基本設計同様、余熱施設の内容になっており、公園が不足していると思われるので修正お願い致します。	要求水準書に追記します。
37	○			59		3	2	(2)				工事計画策定に当たり留意すべき項目	要求水準書に関する質問への回答No.100にて、新ごみ処理施設建設によって発生した残土を本施設建設及び公園整備の埋め戻し等に利用させていただくことは可能であり、新ごみ処理施設側との協議となっていますが、整備費の積算上、いつどのくらいの残土が引き渡されるのか情報が必要ですので、ご教示頂けますでしょうか。	現時点では残土量等は未定です。工事期間中、残土が発生した場合に、利用について協議します。
38	○			59		3	2	(2)				工事計画策定に当たり留意すべき項目	要求水準書に関する質問への回答No.102,103にて、新ごみ処理施設側との仮設資材の兼用や仮設事務所合築は、事業者決定後協議と回答されており応募段階で決められませんので、事業計画は兼用や合築は行わない前提で計画することが条件という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
39	○			65		3	8	(2)	ア	(ウ)		完成時の提出書類	完成時の提出書類が余熱施設の内容になっており、公園が不足していると思われるので修正お願い致します。	要求水準書に追記します。
40	○			75	5		3	(2)	ケ			定期保守点検業務	排水ポンプ設備の点検内容は動作確認及び絶縁抵抗測定を行い、異常の有無を判別するといった内容でよろしいでしょうか。	具体的な点検の内容については、事業者の提案によるものとしますが、排水機能に支障が生じないように維持管理してください。
41	○			76		5	5	(2)				芝生・植栽管理業務	市によって本事業敷地の一部は建設残土により盛り土されるようですが、植物が育つか懸念しております。土質に関する情報を提供頂けますでしょうか。	盛土するための土は、UCR(株式会社建設資源広域利用センター)を通じて受け入れております。地質の試験項目等については、UCRのホームページをご確認ください。
42	○			80	5		6	(4)	ク			清掃業務(公園)	除塵機というのはどのくらいの規模のものでしょうか、また定期的にはどの程度の頻度でしょうかご教示ください。	規模は未定です。 頻度は添付資料7を参考としてください。
43	○			80	5		6	(5)				廃棄物処理業務	余熱利用施設及び公園管理区域内に大規模な不法投棄(タンス・ソファ等・ベッド・大型家電・自転車・車両など)があった場合の処理をおこなうのは貴市でしょうか事業者でしょうか。	市で処理します。
44	○			81	7			(2)	イ	(ウ)		防災点検の違いについて	消火器・火災報知器等の点検を定期的に行うとは、年1回の法定点検とは別に実施するもので、外観チェックなどの日常チェックという理解でしょうか？	事業者の提案によるものとします。
45	○			82	7			(3)		(イ)		公園の警備について	通年及び全日で警備を行うとは、日中は監視カメラによる記録や監視、職員による巡回で、夜間は無人での監視カメラによる記録や管理事務所の機械警備という理解でしょうか？	事業者の提案によるものとしますが、ご提案のとおりで問題ありません。
46	○			82	7			(3)		(ウ)		公園の警備について	公園は、「施設管理用カメラや機械警備システム(警報装置)等により監視業務を行うこと。」とありますが、施設管理用カメラについては、夜間は無人のため、カメラによる記録のみという理解でよろしいでしょうか？	事業者の提案によるものとしますが、ご提案のとおりで問題ありません。

No	本編	添付資料	閲覧資料	頁	1章	1節	1	(1)	ア	(ア)	a	項目等	質問内容	回答
47	○			87	6		1	(8)	オ	(ウ)		プール監視について	「プール監視員に対しては、警備業法及び関連法規に従い、プール監視に係る専門的な知識も含め、開業前に、講習を必ず実施すること」とありますが、専門的な知識の講習をうければ、警備員ではなくても良いという理解でしょうか？	プール監視員に対しては、警備業法及び関連法規に従ってください。
48	○			91	6		2	(7)	イ	(ア)		総括責任者	要求水準書、添付資料、閲覧資料に関する質問への回答No.122にも記載がありますが、維持管理・運営期間は日々の貴市との窓口や本施設運営に係る対応は施設責任者が担うことが通常と思われませんが、運営企業が必ずしも代表企業を務めるわけではなく、総括責任者は必ずしも代表企業から選出しなくても宜しいでしょうか。 (総括責任者は(ウ)に記載の通り、維持管理・運営に精通した人物が務めるべきであり、維持管理・運営企業以外の企業の職員が務めることは適当ではないと思慮します)	総括責任者は、P91に記載のとおり、維持管理業務及び運営業務を円滑に進めるべく、本事業全体を統括し、マネジメントする役割を期待しています。
49	○			91	6		2	(7)	イ	(ア)		事業全体の統括	要求水準書、添付資料、閲覧資料に関する質問への回答No.122に、「総括責任者は、代表企業からの選出を想定しています。」とありますが、維持管理業務及び運営業務を円滑に進める役割であることから、代表企業に限定するのではなく、維持管理業務や運営業務を担当する構成企業も統括責任者になることが可能としていただけませんか？	要求水準書、添付資料、閲覧資料に関する質問への回答(第2回)No.48をご参照ください。
50	○			##		7						付帯事業	公園管理室を別棟で公園内に整備し、公園の運営事業者が付帯事業を行う場合、公園管理室と付帯事業建物にそれぞれ職員を配置し利用者の受付を行うことは非効率的であるため、公園管理室で付帯事業の受付業務を兼ねてもよろしいでしょうか。	付帯事業において占有する部分がない場合に限り、認めます。
51		7										警備機器の保守管理	添付資料7の主な維持管理業務項目一覧の2(2)①電気設備のviii)警備・防災設備の警備とは、6(1)の機械警備以外の防犯カメラや出入管理システムという理解でしょうか？	お見込みのとおりです。
52			2									閲覧資料2	軟弱地盤解析報告書において、公園エリアにおける円弧滑り検査を行っておりますが、余熱利用施設エリアについては、円弧滑り検査がされておられません。余熱利用施設エリアについては、円弧滑りの恐れがないものとして検査することで宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。公園エリアと同等と見込んで検査してください。
53			6									閲覧資料6	市道菖蒲1525号線は道路廃止とあります。工事用車両以外の一般車両の通行が出来なくなる時期について、ご教示下さい。	道路廃止時期と同じ令和8年3月を想定しています。
54			10									閲覧資料10	全体工程表 2-1 土木・建築工事に、②造成・軟弱地盤対策工事の記載があります。予定されています②造成・軟弱地盤対策工事について、具体的内容をご教示下さい。	余熱利用施設の範囲は盛土造成工事のみを予定しています。
55			10									閲覧資料10工事について	R5～R8、9まで土ストックヤード、既存樹木の仮移植地となっておりますが余熱利用施設建設にあたり工事に支障をきたすと思われます。着工時にご配慮頂きますでしょうか。	基本的にお見込みのとおりですが、市が別途行う新設道路工事及び水道工事、新ごみ処理施設の工事関係者との調整があることをご承知おきください。
56			11									新ごみ処理施設との敷地境界計画書_230619	新ごみ処理施設と公園の敷地境界部は、新ごみ処理施設の外構が斜面状になり、越境していますが、これはイメージ図として理解し、新ごみ処理施設外構部の公園との境界線の高さは、一律TP+12.1であると考えてよろしいでしょうか。	新ごみ処理施設から公園に向かう外構部は、当該資料の図面のとおり、斜面上の構造となります。各斜面のGL、境界部の高さは、公園の高さをT.P.+10.9と仮定した場合のものとなります。
57			14	15								市内既存施設の年間利用状況	参考資料として市内既存施設の年間利用状況をお示しいただきましたが、貴市としてこれらの年間利用者全てが余熱利用施設を利用するというお見込みでしょうか。	あくまで参考としてお取り扱いください。
58			14	3.4								水道使用量	菖蒲温水プールアクレと鷲宮温水プールの水道使用量をご開示頂いておりますが、水道使用料もご開示ください。	公表できる資料がないため、水道使用量を参考にしてください。
59			14									市内既存施設の年間利用状況	第一回閲覧資料に対する質問への回答No.146にて、市内既存施設が本施設の供用開始をもって集約されると回答されておりますが、閉館という理解でよろしいでしょうか？	久喜市公共施設個別施設計画では、余熱利用施設に機能を移転・集約後、いずれの施設も令和9年度に建物を除却となっています。
60			14									閲覧資料14	2022年度の利用人数、及び、各施設の水道使用量、下水道使用量を公開していただけないでしょうか	2022年度(令和4年度)の利用人数、利用料金収入及び水道使用量を公表します。閲覧資料14に追記します。
61			16	6			5	9				新ごみ処理施設の基本設計	公園での紙芝居や公園散策等、公園を利用しているイベントを計画されていますが、その他に公園を利用しているイベントの計画がございましたらご教示ください。	イベントの計画は未定です。あくまで参考としてお示した資料であることをご承知おきください。

No	本編	添付資料	閲覧資料	頁	1章	1節	1	(1)	ア	(ア)	a	項目等	質問内容	回答
62													建物の避雷設備について、新ごみ処理施設により余熱施設も含めた避雷設備が計画されていると考えてよろしいでしょうか。計画されている場合、計画されている避雷設備の内容をお知らせください。	新ごみ処理施設は新ごみ処理施設の建物のみで計画しています。余熱利用施設は建築物の高さや構造などから、避雷設備の設置を検討してください。
63													新ごみ処理場はビル管理法の適用を受けていますでしょうか。	ごみ処理施設(工場棟)は「工場」のため、現時点ではビル管理法の適用は受けないと考えています。なお、管理棟は別にありますが、事務室は面積要件(3,000㎡)を超えない計画です。